

愛媛大学共通教育授業科目の担当教員登録要項

平成18年4月 1日
共通教育センター会議決定

(趣旨)

第1 この要項は、愛媛大学共通教育科目規程第5条に基づき愛媛大学（以下「本学」という。）の共通教育の質的向上を図り、その実施を円滑にするため、教員が担当できる授業案を登録するのに必要な事項を定める。

(登録)

第2 医学部附属病院，大学院連合農学研究科及び大学院連合法務研究科所属の専任教員(大学院連合法務研究科にあつては実務家教員に限る。)を除く本学の専任の教授，准教授及び講師（以下「教員」という。）は，共通教育授業科目表を参照し，担当可能な授業案を登録しなければならない。

(登録手続)

第3 教員は，所定の登録票に所要事項を記入し，定められた期日までに共通教育センター長（以下「センター長」という。）に提出するものとする。
2 共通教育センターは，授業案を基に共通教育担当予定教員名簿を作成し，全学に公表する。

(授業科目の決定)

第4 センター長は，登録票を基に共通教育担当教員及び担当授業科目を決定する。
2 センター長は，担当教員の決定に際して共通教育の質的向上及び円滑な実施に鑑み，登録された授業案以外の授業科目の担当を要請することができる。

附 則

- 1 この要項は，平成18年4月1日から施行する。
- 2 愛媛大学共通教育授業科目の担当教員登録要項（平成17年7月20日制定）は廃止する。

附 則

この要項は，平成25年4月1日から施行する。